

工事費内訳書について（お知らせ）

広島県土木建築局

建設産業課
技術企画課

広島県が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の適正な積算を促進するため、工事費内訳書の提出について平成26年6月以降新しい様式により実施しているところですが、質問が多い事項について掲載した記入例を作成しましたのでお知らせします。

1 工事費内訳書提出対象工事

県が指名競争入札又は一般競争入札により発注するすべての建設工事

2 工事費内訳書への記入内容

予定価格は税込です。

予定価格	提出対象	記入内容
5億円以上 (事後公表)	全者	・工事費の内訳【様式2】 ・下請負人及び見積額【様式2】 ・労務賃金【様式3】
5億円未満 1億円以上 (當緒工事は5億円未満 1.5億円以上)	全者	・工事費の内訳【様式2】 ・下請負人及び見積額【様式2】
	予定価格の概ね90%（調査基準価格）未満で入札する者	・労務賃金【様式3】
1億円未満 1千万円以上 (當緒工事は1千万円以上 1.5億円未満)	全者	・工事費の内訳【様式2】 ・下請負人及び見積額【様式2】 ・労務賃金【様式3】
1千万円未満	全者	・工事費の内訳【様式2】

※ 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を端数処理（10万円単位とし、端数を切り捨てる。）
し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

※ 表紙【様式1】及び工事費の内訳【様式2】は、すべての案件で提出が必要です。

3 記入上の留意事項

(1) 表紙【様式1】

- ア 入札者の住所、商号又は名称、工事名、工事場所を記入すること。
- イ 調査基準価格未満で入札する場合は、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）の1から3について回答を記入すること。
- ウ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第3項に定める重点調査対象となる場合は、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）の4から6について回答を記入すること。
- エ 予定価格を契約締結後に公表する案件においては、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）の1から6の全てについて回答を記入すること。

(2) 工事費の内訳【様式2】

- ア 工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入し、全てについて見積額を記入すること。

イ 工事価格は、入札価格と同額であること。（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること）
ウ 工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、配置予定技術者の概算年収及び所要工期（日数）を記入すること。
エ 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事個所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

（3）下請負人及び見積額【様式2】

ア 工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
イ 全ての一次下請予定者の、商号又は名称、建設業許可番号、配置予定技術者の概算年収及び所要工期（日数）を記入すること。
ウ 一次下請予定者から見積りを徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、提出された見積書の内容を反映して記入すること。（全ての一次下請予定者の見積書の写しを添付すること。）

（4）労務賃金調書【様式3】

ア 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。
イ 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

4 失格の取扱い

提出された工事費内訳書については、内容を審査し、基準を満たさない場合は失格とし、落札者としないものとします。

（1）審査の対象

落札候補者、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の落札候補者

（2）次に該当する者は失格とし、落札者としないものとします。

ア 2に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める工事費内訳書の各様式が開札時に提出されていない場合

イ 【様式1】工事費内訳書（表紙）に入札者の住所・商号又は名称が記入されていない場合、入札者の押印がない場合（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）

ウ 【様式1】工事費内訳書（表紙）に当該工事の工事名・工事場所が記入されていない場合（工事名・工事場所に誤りがある場合を含む。）

エ 【様式2】「工事費の内訳」の合計金額と入札金額が異なる場合

オ 【様式2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」に記入すべき項目の記入がない場合（工事名、工事場所、商号又は名称、建設業許可番号、配置予定技術者相当職の年収、及び所要工期の記載がない場合、工事名、工事場所に誤りがある場合も含む）

カ 2に掲げる、予定価格及び入札金額により【様式2】「下請負人及び見積額」の記入を求める場合で、下請を予定しているが、下請負人からの見積書の添付がない場合又は見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

キ 【様式2】「工事費の内訳」に、工事数量総括表に記載されている費目・工種明細など、単位、数量及び金額が漏れなく記入されていない場合

〔※ 営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量を漏れなく記入〕

ク 予定価格が5億円以上（消費税及び消費税相当額を含む。）で、【様式3】労務賃金調書の元請負人等について記入がない場合

ケ 工事費内訳書において、2「工事費内訳書への記載内容」及び3「記入上の留意事項」に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について、記入漏れがある場合。

5 提出方法等

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出すること。ただし、電子ファイルの容量（3MBまで）の問題により添付しての提出ができない場合には、書面で提出することができる。（※電子入札システムへは工事費内訳書持参提出連絡票等（[様式（WORD形式）（32KB）](#)）を添付してください。）

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

ア 提出者の商号又は名称

イ 工事費内訳書が在中している旨

ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

6 その他

- 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めていません。
- 提出された工事費内訳書は、返却していません。
- 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があります。
- 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となります。
- 工事費内訳書の取扱いについては、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとします。
- 工事費内訳書に誤りがあったため、落札者とならなかった入札が多数発生しています。2「工事費内訳書への記載内容」及び3「記入上の留意事項」を必ずご確認ください。